

岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 16 号

岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則（昭和 44 年岩手県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(入園資格)</p> <p>第 2 条 幼稚園に入園できる者は、<u>3 歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>(園児の定員)</p> <p>第 3 条 幼稚園の園児の定員は、<u>140 人</u>とする。</p> <p>(学級編制)</p> <p>第 4 条 幼稚園の学級数は、<u>5 学級</u>とし、1 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児 35 人以内で編制するものとする。</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第 2 条 幼稚園に入園できる者は、<u>4 歳</u>から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>(園児の定員)</p> <p>第 3 条 幼稚園の園児の定員は、<u>120 人</u>とする。</p> <p>(学級編制)</p> <p>第 4 条 幼稚園の学級数は、<u>4 学級</u>とし、1 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児 35 人以内で編制するものとする。</p>
2	<p>(準用)</p> <p>第 15 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 2 条、第 6 条、<u>第 7 条第 3 項及び第 4 項</u>、第 13 条、第 20 条の 11、第 20 条の 13 から第 25 条まで、第 36 条、第 40 条（第 2 項を除く。）並びに第 46 条の規定は、幼稚園の管理運営について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 15 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 2 条、第 6 条、<u>第 7 条第 2 項及び第 3 項</u>、第 13 条、第 20 条の 11、第 20 条の 13 から第 25 条まで、第 36 条、第 40 条（第 2 項を除く。）並びに第 46 条の規定は、幼稚園の管理運営について準用する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、公布の日から施行する。